

はじめに

「人権」とは何でしょうか？

「人権」とは、全ての人が人間であるという理由だけで生まれながらに持っている権利の総称です。人間が人間らしく幸福に生きるために欠かせないものであり、現在だけでなく将来にわたっても保障されなければなりません。

二度にわたる世界大戦への深い反省から、地球上に生きる全ての人々の基本的人権の尊重こそが世界平和の基礎であることを確認した「世界人権宣言」が 1948（昭和 23）年に採択されてから 75 年以上が経過しています。

「世界人権宣言」は人権の尊重と擁護が全世界共通の課題あることを各国が認識し、その実現には各国の絶え間ない努力が必要であることを指摘しています。

日本国憲法では、人権、信条、性別、社会的身分、門地などによって差別されないとする法の下での平等、思想及び良心の自由、信教の自由、学問の自由、生存権、教育を受ける権利、勤労の権利など多くの種類の人権を基本的人権として保障していますが、このことからわかるように「人権」とは抽象的なものではなく具体的なものです。

「人権」は「human rights」を訳したものの「人の権利」です。「rights」が複数形であるということは一つ一つ数えることができる具体的ないくつもの権利の総称です。冒頭に記した通りです。

我が国では部落差別や子ども、女性、障害者、高齢者等に関わる人権課題を解決し、全ての人の人権が尊重される社会実現を目指して様々な取組が進められてきました。

しかしながら、インターネットを悪用した人権侵害、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い感染者やその家族、医療従事者等に対する偏見や差別が社会問題化するなど、人権問題は多様化・複雑化しています。こうした状況を受けて、個別具体の人権課題に関する法整備も進みつつあります。

名張市は第 3 次名張市人権施策基本計画を改定し、一人一人の人権が尊重される明るい社会の実現を目指します。

人権問題は「差別されている誰か」の問題ではありません。今生きている、これから生まれてくる全ての人の問題です。みなさん一人一人が当事者です。共に考え、共に取り組みましょう。

「人権」を借り物の言葉ではなく、自分の言葉で語れる人であふれる「なばり」を作りましょう。